

沼 監 第 5 8 号
令和 5 年 11 月 13 日

請 求 人 様

沼津市監査委員 間 野 吉 幸
同 大 川 正 博

沼津市職員に関する措置請求について（通知）

令和 5 年 10 月 17 日 受付の沼津市職員措置請求については、慎重に審議した結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の請求要件を欠いていることから、これを却下することが相当であると決定したので通知します。

記

1 請求人

2 監査の請求

(1) 請求書の受付

令和 5 年 10 月 17 日

(2) 請求の趣旨

沼津市長が、山下富美子市議を相手に訴訟を行う議案が市議会で可決された。しかし、この訴訟には正当な根拠はなく、多額の訴訟費用を血税から支出する合理性はない。よって、沼津市長は山下富美子市議に対する提訴を行わず、訴訟費用に市民の血税を支出しない措置を求める。

3 監査委員の辞退

監査委員の加藤明子は、監査の対象に関し直接の利害関係を有していないが、議員のうちから選出された監査委員であり、客観性及び公平性の確保の観点から本件審査における判断を辞退した。

4 請求の要件審査

住民監査請求は、住民が自らの居住する地方公共団体の違法若しくは不当な財務会

計上の行為（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む）又は怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

法第242条に定める住民監査請求の対象となるのは、違法若しくは不当な財務会計上の行為に限られていることから、住民監査請求が適法なものとなるためには、請求人から当該財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的かつ客観的に示されることが必要である。

以下、本件で市議会が議決し、市長が予定している提訴を、便宜上「本件提訴」または「本件裁判」という。

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）において請求人らは、「正当な根拠のない裁判に訴訟費用を支出するのは違法もしくは不当である」と主張しているものと解される。

請求人らは「訴訟費用の支出が違法不当」とは主張しているものの、訴訟費用の支出自体は、提訴から派生する付随的な財務会計行為にすぎないのであり、請求人らの主張の本旨は、「本件提訴自体が違法もしくは不当」というところにあると考えられるから、本件提訴が財務会計行為であるかどうかについて、検討するのが本筋である。

請求人らの主張や市の説明（令和5年第2回沼津市議会定例会）によれば、市の裁判上の請求は、市の所有する本件係争地が不法占有されているので、過去の駐車料相当額の不当利得返還を求める（占有者が所有権を争い、請求を拒否しているから提訴する）というものであるから、本件提訴は、市の財産の維持、保全を目的とする使用相当損害金の請求は財務会計行為（財産の管理）にあたると思われる。

ところで、市が特定の請求の手段として訴訟を選択するかどうかは、関連する証拠資料や法的问题点、当事者との交渉経緯などを精査、検討したうえでの市長の裁量的な判断に属している。

また、市の請求権（所有権）の有無は、もっぱら裁判所における厳格な証拠調べによる審理、判断にかかるものである。

このような裁判の特性から考えると、提訴が「違法もしくは不当」というためには、市長の提訴判断に裁量権の逸脱、濫用があり、著しく社会的に妥当性を欠くとの事情を主張する必要があると考えられる。

そこで、一件資料をみると、請求人らの主張は、占有者に所有権があることを言っているが、つまるところ権利の帰属に争いがあること以上の主張とはみられない。

また、住民監査請求においては、その性格から当事者の権利の有無や帰属を判定できる機能を有していない。

そうすると、いずれの点からしても、本件の請求人らの主張の内容は、住民監査請求としての要件を欠いており、請求人らの主張に基づく監査を実施することは適切とはいえないものと判断する。

5 結論

本件住民監査請求は、法第242条第1項に定める所定の要件を欠いているものと判断されることから本請求を却下する。

6 意見

本件請求についての判断は上記のとおりであるが、本件裁判を求めるだけでは、本件の根本的な解決にはならないことは当然である。本件の最終解決のためには、協議をまとめる努力を、双方がなお一層続けることを希望する。